

財務省告示第二百四十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十八年五月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第三十八回、第四十一回、第四十二回、第四十三回、第四十四回、第四十五回、第四十六回、第四十七回、第四十八回、第四十九回、第五十回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	振替法の適用	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で九百九十七億円
七	払込金額	千二百一億七千五百三十三万円
八	最低額面金額	五万円

九 振 額
替 単 位
十 一 発 行 日
十 一 発 行 格 日

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と額の整数倍の金額によるものとす。平成十八年五月二十五日発行対象国債ごと、に、面金額、発行対象国債、次、の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数} \left(\frac{1 + \left[\begin{array}{l} \text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差} \\ 100 \end{array} \right] \times \text{残存年数}}{100} \right)$$

十 三 利 率
十 二 過 子
の 払 込 み
の 経 過 利 子
の 利 率

(一) (別表のとおり)
は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

の率前十発行、金の債の第の発行、
額の債の第の発行、
面債国が共日に合
額国債の発行の期
象の象の発行の期
債の債の発行の期
象の象の発行の期
行各発期す利の子に
行名各期す利の子に
対各期す利の子に
象各期す利の子に
行各期す利の子に
各期す利の子に
発行額 × 100 ×
額 / 100 ×

（注。） / 36.5

(二) 発行時にいて、その利子に係る所得税が源泉徴収され

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行金額
利付国庫債券(第二十年八回)	二・七%	平成三年三月二十日	一億円
利付国庫債券(第二十年一四回)	一・五%	平成三年三月十日	百億円
利付国庫債券(第二十年二回)	二・六%	平成三年三月十日	十一億円
利付国庫債券(第二十年三回)	二・九%	平成三年三月十日	十億円
利付国庫債券(第二十年四回)	二・五%	平成三年三月十日	百二十七億円
利付国庫債券(第二十年五回)	二・四%	平成三年三月十日	六百十三億円
利付国庫債券(第二十年六回)	二・二%	平成三年六月十日	七十億円
利付国庫債券(第二十年七回)	二・一%	平成三年九月十日	五億円
利付国庫債券(第二十年八回)	二・二%	平成三年十二月二十日	六十億円

十八 元利回り
 十九 払場所
 二十 払込期日
 者 入札参加
 者 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 利回りとする。